**平成２９年（フ）第６００号**
広島市東区牛田早稲田１丁目５番14―201号　コーポカンダ
債務者　松村　　剛
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで　広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１７１号**
佐賀県鳥栖市浅井町149番地２　市営浅井アパート16―16
債務者　双須　　舞
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第３５３号**
熊本県上益城郡益城町大字馬水373番地　馬水東道仮設団地13棟３号、前住所熊本県上益城郡益城町大字古閑40番地９
債務者　大杉つかさ
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第３２６号**
鹿児島県鹿児島市上之園町14番地30　有迫ビル301号
債務者　柿谷　幸雄
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第３３０号**
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目10番26号
債務者　寺山　一男
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第５６号**
鹿児島県鹿屋市新川町49番地６
債務者　横枕　丈史
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２９年（フ）第１１６号**
北海道苫小牧市日吉町４丁目13番７号　ラグジュアリーハイム202
債務者　塚田　　修
1　決定年月日時　平成29年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２９年（フ）第１１７号**
北海道苫小牧市日吉町４丁目13番７号　ラグジュアリーハイム202
債務者　塚田　美鈴（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成29年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２９年（フ）第１１７号**
青森県八戸市沼館１丁目７番44号　セジュールＳＥ秀Ａ205号
債務者　林野下美智子
1　決定年月日時　平成29年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２９年（フ）第３０号**
秋田県大館市白沢字白沢1022番地３
債務者　野呂　智明
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで　秋田地方裁判所大館支部

**平成２９年（フ）第２７号**
秋田県大仙市協和船岡字合貝44番地277
債務者　豊島　幸子
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで　秋田地方裁判所大曲支部

**平成２９年（フ）第１２２号**
茨城県守谷市けやき台３丁目10番地１　ハイツパークサイドＡ―103、前住所茨城県守谷市けやき台３丁目10番地１　ハイツパークサイドＢ203
債務者　中野　孝行
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２９年（フ）第２１２号**
山梨県南アルプス市山寺69番地１　グリーンハイツやまなみＢ201
債務者　寺田　利幸
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第２３０号**
山梨県甲府市上石田２丁目５番８号　サンライフ荻原204号
債務者　皆川　　真
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第２３２号**
山梨県甲府市上町1248番地　４―201
債務者　及川　君子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第１７４号**
三重県鈴鹿市住吉４丁目22番６号、前住所三重県鈴鹿市住吉４丁目16番10号
債務者　伊東　真弓
1　決定年月日時　平成29年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで　津地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第１７６号**
三重県津市末広町５番２号
債務者　池田　　隆
1　決定年月日時　平成29年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで　津地方裁判所破産係